

峠のふくろう通信



ほしほしナ

時鳥 自由自在に閑く里は酒屋に三里豆腐屋に二里

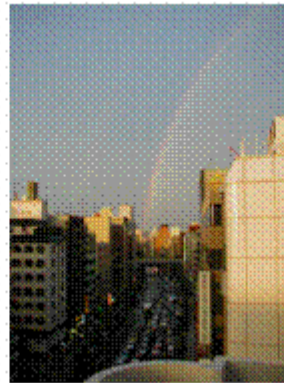
私の故郷では、旧暦五月の節句が近くなると、家々の軒端に蓬や萱、菖蒲を挿していました。夏場を前にした悪疫除けの意味が込められているのでしょうか。こうした風習は今日でも残っているそうです。

新緑が目に見える季節になりました。以前は郊外に出かけると車窓にかなりの数の鯉のぼりを目にしたものですが、少子化の影響なのか、そんな光景も随分と減ってきたように思えます。まして、この大都會でホトトギスの鳴き声を聞こうなんて虫のいい話ではありませんが、年々自然が失われ、季節感さえも薄らいでゆくことに対して一抹の寂しさを感じずにはられません。江戸時代の狂歌にも詠われているように、人々の生活と自然環境の調和はなかなか難しいことなのでしょう。

東アジア地域で猛威を振るっているSARSによって、日本経済にも深刻な影響が出てきました。中国に生産拠点を持つ日本企業は、SARS感染の拡大で資材や部品の調達に支障が出て、生産計画の見直し

や生産拠点を移すことを検討する動きもあるようです。また中国市場への投資を当面の間延期する企業も出てきています。

この問題を契機として、製造業における生産拠点の中国集中によるリスク管理を問う声も聞かれます。消費と輸出入の伸び率が高く経済活動が活発な中国経済が変調を来たすようなことにもなると、日本経済はますます困難な局面に陥ってしまいます。



事務所の窓から見た虹

上場企業の3月期決算数値が発表されています。決算数値は、企業が経済活動によって一定期間にいくら儲け、その結果懐具合はどうなったのかといった、それぞれ

の会社の経営成績や財政状態を数字で表したものです。

この決算数値ですが、従来の会計処理においては、土地や建物等を購入した価格(取得原価)で帳簿に記載していたため、決算書が経営の実態を現していないとの指摘がありました。

そこで、時価を決算に反映させる時価会計が導入されることに

ハイライト

・今回は「税制改正大特集」として、法人税、消費税、資産税の重要な改正点について特集しています。

・好評の「我が家のペット」は第3回目。さて、どんなペットが登場するのでしょうか？

・今回の「ふるさと赤紙」は自己紹介代わりというわけではありませんが事務所の新入高橋の登場です。

なったわけです。すでに「金融商品会計」や、税法基準と財務会計基準の乖離を調整するための「税効果会計」が導入され、この後には、「減損会計」の導入も控えています。

こうした一方で、現在の資産デフレの状況下においては、新たな会計基準の導入によって決算内容が悪化して、デフレが一段と深刻化するのではないかと懸念も生まれています。

新たな会計基準の導入が投資家にとって有用なものだと理解はできているものの、決算書がますます複雑・難解になって、果たして経営の内容を正確に表現したものかと問われると、いささか疑問を感じています。

監査法人が税効果会計を厳格に適用する方針を示したことで、公的資金を資本注入する事態に陥った金融機関も出てしまいました。厳しい決算報告が予想される株主総会シーズンの到来で、今年も6月末にかけて悲喜交々の展開が見られそうです。

ところで、これほどまでに決算書の内容が注目される時代がやって来たのでしょうか。金融機関が融資判断にあたって行なう中小企業の格付け評価も決算書の数値を基に行なわれています。

「企業の格付け」とは、融資の際のチェックリストのことで、各金融機関が独自に開発した「スコアリングシート（得点表）」に基づいて行われます。財務内容などを10ランク程度に区分して評価されますが、その内容は、決算書から導かれる「定量的要因」と、金融機関の査定による企業の将来性等を「定性的要因」として、得点表に配点して評価する仕組みになっています。

その結果、評価区分が「要注意先」に分類されると新規融資は難しくなり、金利水準や担保水準についても見直しを求められることとなります。「企業格付け」を改善するため経営内容を見直す必要が出てきます。赤字企業の場合は、定量要因を上げるよりは定性要因で点数を上げるほうがランクアップの近道ではありますが、まずもって、黒字決算に向けての対策に取り組まなければなりません。

最近、「経営改善計画書」を作成し、社長の

経営方針や改善の具体策を文書で金融機関に提示することが行われています。経営改善・経営革新に対するトップの強力な指導力がいま求められているのです。

なお、T K Cシステムによる月次巡回監査を行っているお客様については、決算資料を基にした「企業格付自己診断表」と「債務者区分の判定」資料をご提供できます。金融機関からみた各企業の評価レベルが確認できるので、資金計画立案にあたっての参考になるとと思います。

平成15年度税制改正が成立し施行されています。改正の詳細は後述の特集ページを参照して下さい。景気対策としての「設備投資減税」や「少額減価償却資産の損金算入制度」は、実務処理の上で押さえておくべき項目です。

消費税については、免税点や簡易課税制度の適用上限の引下げによって納税額が発生・増加することが見込まれています。該当する事業者の皆様には、監査担当者が月次監査の折にご案内申し上げます。

相続税（贈与税）について「相続時精算課税制度」の創設がありました。この制度の選択適用にあたっては、相続開始までの間に多くの不確定要因が絡むので十分な注意と検討を重ねる必要があります。

経済政策としての税制も目まぐるしく変化しています。消費税や源泉所得税の滞納額も増加の傾向にあります。経営の黒字化のみならずキャッシュフローにも配慮した経営が望まれます。



平成15年度税制改正 その光と影

平成15年度の税制改正の法律案は、イラク戦争の影にかくれてすんなり国会を通過しました。1ヵ月を経過した5月1日、まず発泡酒の値上げという形で庶民を直撃しています。改正の主なねらいは、デフレ対策・経済活性化とのことのように見えますが効果は期待できるのでしょうか。今年の税制改正が家計や企業に与える影響について検証してみました。

注：各項目末尾の数字は、改正による増減取額です。

減 税

個人向け

○ 相続税・贈与税の一体化（H15.1.1以後の相続または贈与から適用） $\Delta 420$ 億円

高齢世代から現役世代への資産移転を促進し、住宅投資などを活性化させるため、相続税と贈与税を一体化にする相続時精算課税制度が創設されました。

65歳以上の親から20歳以上の子への生前贈与について2,500万円までは非課税となり、超える部分については税率20%で課税されます。また、2005年末までは、住宅取得資金の贈与の場合には3,500万円まで非課税となります。

○ 相続税・贈与税の最高税率が70%から50%に引き下げられ、税率区分も簡素化されました。（H15.1.1以後の相続または贈与から適用） $\Delta 1,230$ 億円

○ 証券税制の簡素化 $\Delta 1,250$ 億円

株式譲渡益課税については、源泉分離制度が廃止され、申告分離制度に一本化されるとともに基本税率は20%とし、当初5年間は特例として10%とされました。購入額1,000万円までの非課税措置は存続しています。

株式の配当に対する税制は、平成15年4月から10%（平成20年4月からは20%）の源泉徴収となり、原則として申告不用となりました。いままで、一銘柄で年10万円を超える配当を受け取ると、原則として申告しなければなりませんでした。今後は受取配当の金額にかかわらず申告しなくてもよいこととなります。



増 税

○ 配偶者特別控除（最高38万円）の原則廃止（H16.1.1から）

+ 4,790 億円*

配偶者のパート収入などが年103万円以下の世帯は、配偶者控除38万円に加えて配偶者特別控除（収入に応じてゼロから最高で38万円）が上乗せされて所得控除されていましたが、この上乗せ分がなくなります。したがって、配偶者の収入が103万円超～141万円以下の場合には、現状のまま変更がありません。

（次頁へ→）



魚・さかな・サカナ♪

新鮮で美味しいと評判の大井町の鮮魚店「魚利」さんが、すずらん通りにリニューアルオープンしました。明るい店内には、新鮮なお刺身がいっぱい、平日のお昼は弁当も販売しています。お造りの注文も受け付けています。



○ 発泡酒（350ml缶）とワイン（720mlビン）が各々10円アップ（H15.5.1から）

+770億円*

大手ビールメーカーが競って研究開発して、ようやく大衆に受け入れられるようになった発泡酒が増税の標的にされました。

○ たばこ1本につき1円アップ（H15.7.1から）

+1,100億円*

マイルドセブン一箱250円が270円となります。ニューヨーク市の税金ほどには高くありませんが、愛煙家にとっては、ふところが痛みますので、禁煙を志す方にとっては絶好のチャンスかもしれませんね。

中小企業向け

減 税

○ 30万円未満の減価償却資産の取得（15.4.1～18.3.31までの間に）については、即時償却が可能になりました。

△410億円

○ 交際費課税が緩和され、損金算入割合が90%（改正前80%）となりました。また、資本金5千万円超1億円以下の法人については、定額控除400万円の枠が復活しました。

△560億円

○ 同族会社の留保金課税について、自己資本比率が50%以下の中小企業については、課税が一時停止されました。（H15.4.1～H18.3.31までの間に開始する事業年度）

△1,220億円

○ 研究開発やIT設備投資については、税額控除や特別償却の制度が拡充されました。

△1,650億円



増 税

○ 消費税の中小法人向けの特例が縮小されます。（H16.4.1以後開始する課税期間から）

課税事業者の免税点が1千万円（改正前3千万円）に引き下げられました。また、簡易課税制度の適用上限が5千万円（改正前2億円）に引き下げられました。

+5,040億円*



その他

○ 消費税について内税表示が義務付けられました。（H16.4.1以後）

100円ショップや回転寿司など価格表示の変更を余儀なくされる業界は影響が大きいかもしれません。

○ 不動産流通課税の軽減

△2,100億円

不動産登記にかかる登録免許税について、税率が軽減されました。例えば、土地建物を取得した場合の所有権移転登記の税率は、改正前5%のところ本則が2%となり、H15.4.1～H18.3.31の間は、特例で1%となりました。建物については5分の1となりますが、土地については、課税標準を3分の1に減額する特例がありましたので（改正で廃止）、実質40%の負担減となります。

一般庶民や赤字続きの零細企業にとっては、投資減税などの恩恵は受けられず*印の改正が大きく影響しますので1兆円程度の負担増となりそうです。米国では、デフレ・経済対策として大規模な減税を行おうとしていますが、はたして、日米両国は、世界的なデフレ不況を同時に乗り越えられるのか、政府の政策と実行力が真に問われています。（ねもと）

平成15年度
税制改正大特集

～ 中小企業向け法人税編 ～

◇ 法人税の改正の目玉は、投資減税の拡充です。設備投資へのインセンティブや交際費課税の緩和など経済活性化を狙ったものが中心です。元気な中小企業には願ってもないチャンスです。日本の経済が立ち直るには、やはり中小企業の復活がキーポイントです。

1. 交際費課税は減税（H15.4.1開始事業年度から適用）

(1) 定額控除400万円の対象となる法人が増えました。

＜改正前＞資本金5000万円以下・・・定額控除400万円

↓

＜改正後＞資本金1億円以下・・・定額控除400万円

(2) 損金に算入できる割合が80%から90%へ増えました。

支出額	損金算入額	
	改正前	改正後
300万円	240万円	270万円
400万円	320万円	360万円
500万円	320万円	360万円



2. 30万円未満の減価償却資産は取得時に全額費用

中小企業は、平成15年4月から平成18年3月までの3年間、取得価額30万円未満の減価償却資産について即時償却の対象とすることができます。これにより、30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、一度に全額費用計上できることになります。

＜改正前＞10万円未満・・・全額費用計上

↓

＜改正後＞30万円未満・・・全額費用計上

3. 同族会社の留保金課税は停止

自己資本比率が50%以下などの要件を満たす中小法人について、平成15年4月1日開始事業年度から3年間は、同族会社の留保金課税が停止されます。これにより、今まで通常の法人税に追加して課税されていた部分の負担がなくなります。

＜改正前＞一定規模の社内留保した所得・・・留保金課税

↓

＜改正後＞一定の要件を満たす中小法人・・・留保金課税停止

4. 研究開発・設備投資減税の拡充

研究開発や情報技術関連の設備投資をした場合には、特別償却や税額控除を活用しやすくなりました。各種要件が緩和され、IT税制では従来対象にならなかった「ソフトウェア」も対象となるなど、また、特別償却や税額控除の率もアップしたのものもあります。(次頁へ→)

＜主な投資減税制度＞

- ①試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設（10～12%税額控除）
- ②産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設（15%税額控除）
- ③中小企業技術基盤強化税制の拡充（15%税額控除）
- ④IT投資促進税制の創設（50%特別償却又は10%税額控除）
- ⑤開発研究用資産の特別償却制度の創設（50%特別償却）

★ 最も使えそうなIT投資促進税制について詳しくご説明しますと

（1）対象となる設備等

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に取得またはリースで賃借した電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル回線接続装置など8種類のIT設備とソフトウェアです。



（2）特別償却又は税額控除の選択適用

取得価額の50%相当額の特別償却か、あるいは取得価額の10%相当額の税額控除いずれかを選択できます。リースの場合には、リース費用の総額の100分の60相当額について10%相当額の税額控除が認められます。

（3）取得金額要件

事業年度中における設備の取得金額の合計額が140万円以上（資本金が3億円以下の場合）の場合に適用されます。

ソフトウェアの場合には、70万円以上（資本金が3億円以下の場合）です。

（4）リース資産の場合の対象要件

まず、リース期間が4年以上で、かつリース資産の法定耐用年数以下であること。8種類のIT設備については、リース費用の総額が、200万円以上であること。また、ソフトウェアについては、リース費用の総額が100万円以上であることが必要です。

（5）適用関係



平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

なお、平成15年3月31日までに終了してしまった事業年度については、平成15年1月1日から3月31日までの間に対象設備等を取得等していた場合には、平成15年4月1日を含む事業年度において、上記の特例の適用が受けられます。

（すぎやま）

平成15年度
税制改正大特集

～ 消費税編 ～

◇ 消費税の改正は、①納税義務免除の適用上限の引下げ、②簡易課税の適用上限の引下げです。いわゆる「益税」として問題視されていた部分についての改正であり、これまで納税が免除されていた事業者の約4割（136万者）が課税事業者となり、また、簡易課税が使えなくなる事業者は56万者にも及びそうです。

1. 改正の概要

改正の適用時期は、法人は平成17年3月決算、個人は平成17年分以降となり、その基準期間は法人は平成15年3月期、個人は平成15年分となります。そして、この基準期間の課税売上高をもって免税事業者となるか、あるいは、簡易課税の適用が可能かを判断することとなります。

- ・ 消費税の納税義務が免除される範囲
基準期間の課税売上高3,000万円以下の者 → **1,000万円以下の者**
- ・ 簡易課税を適用できる範囲
基準期間の課税売上高2億円以下の者 → **5,000万円以下の者**

※基準期間の課税売上高とは、法人は前々期、個人は2年前の年の1年間の課税売上高をいいます。

2. その影響

消費税の計算方法には原則的な課税方式（本則課税）と簡易課税方式の2種類があります。簡易課税方式とは、下図のBの金額を実際の仕入・経費等の金額をもって計算するのではなく、みなし仕入率を使って売上金額を基に計算するものです。つまり、控除する消費税のない人件費や減価償却費が経費の大半を占めるような場合には、簡易課税を選択することで、実際に仕入等にかかった消費税よりも多くの消費税を売上等に対する消費税額から控除することができ、納付税額を減らすことができました。

改正により簡易課税が選択できなくなる事業者では、その多くがこのBの金額が小さくなり、納付税額Cが増えてしまうこととなります。

消費税の納付税額 $C = A - B$

売上等に対する消費税額 A	
仕入等に対する消費税額 B	納付税額 C

↑
簡易課税の場合 $B = A \times \text{みなし仕入率} \dots\dots$

第1種（卸売業）	90%
第2種（小売業）	80%
第3種（製造業等）	70%
第4種（その他）	60%
第5種（サービス業）	50%

改正の適用までまだ時間がありますが、一度、税額を計算し、税負担増が予想される事業者は、今後の資金繰りのことも考慮しておきましょう。常に簡易課税が有利とは限りません。設備投資等がある場合は本則課税が有利となることもありますので、今後の事業計画等を加味した上でご検討ください。

3. その他の改正（総額表示の義務付け）

平成16年4月1日から、事業者が消費者に対し、商品の販売、サービスの提供等を行う場合には、本体価格と消費税を含む価格（総額）を表示することが義務付けられました。（なかのわたり）

平成15年度
税制改正大特集

～ 資産税編 ～

◇資産税に関しては、相続税・贈与税の税率の改正と、相続税・贈与税を一体化とした相続時の累積課税方式の創設（以下、相続時精算課税制度）が行われています。

1. 税率が改正されました

（相続税）

課税資産の額	改正前	改正後
800万円以下の金額	10%	10%
1,000万円 "	15%	
1,600万円 "		15%
3,000万円 "	20%	20%
5,000万円 "	25%	
1億円 "	30%	30%
2億円 "	40%	
3億円 "	50%	50%
4億円 "		
20億円 "	60%	50%
20億円超の金額	70%	

（贈与税）

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後
150万円以下の金額	10%	10%
200万円 "	15%	
250万円 "	20%	15%
300万円 "	25%	
350万円 "	30%	20%
400万円 "		
450万円 "	35%	30%
600万円 "		
800万円 "	40%	40%
1,000万円 "	45%	
1,500万円 "	50%	50%
2,500万円 "	55%	
4,000万円 "	60%	
1億円 "	65%	
1億円超の金額	70%	

この税率改正は平成15年1月1日以後の相続・贈与に適用されます。最高税率が50%に引下げられ、超過累進の段階も6段階と簡素化されています。

2. 相続時精算課税制度が創設されました

（1）制度の概要

「相続時精算課税制度」の創設は、高齢化の進行を踏まえ、高齢世代から現役世代への生前贈与による資産移転を促進し、住宅投資の活発化等個人消費の増加による経済の活性化を狙ったものとされていますが、一体どんな制度なのでしょう？



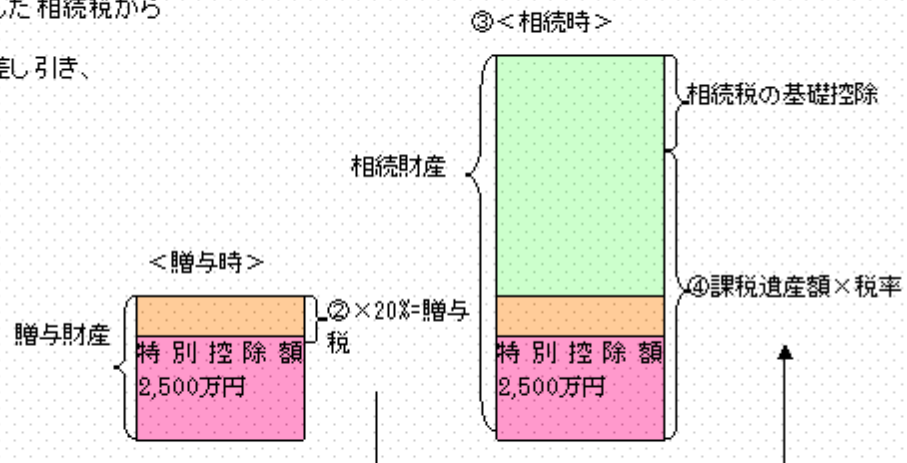
従来の贈与税の制度では、暦年単位で申告・納税を行い、相続開始前3年以内に行われた贈与を除き、贈与財産が相続時に相続財産に加えられることはありません。このため生前に財産を分散して相続税負担を逃れることを防ぐため、贈与税は相続税よりも課税最低限が低く、税率は高くなっています。

これに対し、新しい「相続時精算課税制度」は、親子間の贈与を相続の一部としてとらえ、将来の相続時にはこれらを一体で課税するというものです。贈与時には、贈与財産のうち2,500万円までが控除されますので、子の贈与税負担が少なくなります。その後の相続発生時に、過去に贈与された贈与財産も相続財産に加えて相続税を計算し、生前贈与の精算が行われることになります。

最も注意すべきことは、この制度を一度選択した場合、従来の制度に戻ることが出来ないことです。

- ①65歳以上の親から20歳以上の子に生前贈与をした場合
 ②贈与時に特別控除額2,500万円を超える部分に対し贈与税を支払い(税率20%)
 ③その後の親の相続時にその贈与財産(特別控除額2,500万円を含む)と
 相続財産を合算して計算した相続税から

- ④すでに支払った贈与税を差し引き、
 相続税を支払います。



(2) どう使うべき? 「相続時精算課税制度」

財産の多寡にかかわらず、いざ自分に相続が起こった時、残された親族間で争いが起こるようなことは避けたいというのは誰しも思うこと。しかし、あらかじめ生前に自分の意思で子供たちに財産を与えようとする、やはり贈与税負担が重い。新しい相続時精算課税制度は、贈与時の税負担が少なく済み、子供達が資金を必要とする時に親の意思で生前贈与を行うことが容易になります。

しかし、この制度を活用する際には、下記の2つの点に留意すべきです。

一つは、永遠に無税という訳ではないことです。あくまでも将来の相続時まで課税が繰り延べられるものであり、相続される予定の財産の総額やその財産の内容によって選択すべきか否かが異なってきます。

例えば、相続予定財産が相続税の基礎控除(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)以下の場合には、もともと相続税の心配がないため、新制度を活用することで生きているうちに子供達の喜ぶ顔を見ることができるでしょう。

もう一つの留意点は、生前贈与財産は、相続の際には贈与時の価額で加算されることです。

つまり、税負担で考えると、値上がりが予想される財産には有利に、値下がりが予想される財産には不利となります。このデフレ経済化では不動産等の価額もやはり値下がりを覚悟しなければならず、そういった財産をこの新制度を使って贈与すると、相続時の課税財産には実際の時価よりも贈与時の高かった価額で加算されることになってしまいます。

現行の贈与税では、金額は少額でも毎年110万円までは無税で贈与することができます。多少の贈与税を負担しても、将来の相続時に課税されることのない現行の贈与制度を活用するという方法があります。どちらを選択すべきかは相続財産の多寡、家族構成、資産価値の増減見込み等々、様々な要因が絡み合ってきますし、何よりもまず親が子へどう財産を残していきたいのか、その気持ちを固めることが肝心です。まずは、一度ご自身の相続財産がどの位なのか、試算してみませんか?
 (しもみ)



我が家のペット 第3回

台名会社 齋藤豊輔薬局 レッド君

我が家の愛犬

今回は、品川区東大井の齋藤薬局さんちの愛犬レッド君をご紹介します。

レッド君は、現在6歳のコーギーのオスです。耳が立ってキツネのような顔つきと短い足が特徴です。起源は、牛や羊を追う牧羊犬として飼われていました。

レッド君は、散歩の前に首輪をつけようとするすると抵抗して軽く噛んでくるのです。それは、牛や羊のカットに噛み付き群れに戻す牧羊犬の血のせいでしょうか。



出会い

以前飼っていたキャバリアが13才で亡くなりました。その後、ペットショップに新しい出会いを求めて出かけたところ、当時、小泉今日子さんが出ていた紅茶のCMに出演して流行していたコーギーと出会いました。

第一印象

家に来たときから、いたずら好きで、まだ小さかった子供の足を噛んだりして泣かせていました。足が短く愛嬌のある体型ですが、頑固なところもあるようです。

テレビ出演

まだ、2歳の頃、フジテレビの「今日のわんこ」のコーナーに出演しました。当時から近所の理髪店でマッサージを受けていて、それは今でも日課になっています。近所では飼い主よりも顔の知られた有名人です。



お気に入りの散歩コースは？

一日5回散歩に出かけます。週末は、大井町から御殿山まで往復約4kmのコースを散歩します。

取材中もじっとこちらに聞き耳を立てているレッド君、「何を話しているんだろう？」という眼がとても印象的でした。

(おぬき)



ふるさと余話 (奈良県)

高橋 太陽

1つ疑問があるんです。それは、故郷＝自分が生まれ育った場所と考えますと奈良県で10年・東京で14年過ごしている私の場合、どちらが故郷になるのだろうか？ということです。意味を素直に取れば、私が生まれた東京について語るべきなのかもしれませんが、幼い時期を過ごし今でも思い入れのある奈良県での出来事を中心に話を進めていきます。

① 「奈良県」と聞いて何をイメージしますか？

この質問に対しては、「遺跡・古墳」「大仏」「平城京」「鹿」といった答えが多いのではないのでしょうか。奈良といえば古風な町といったイメージが強いのかもしれません。そんな所に10年も住んでいたのだから、地元の人しか知らないような情報の一つや二つ…。あれ？すんなりと出てこないぞ。

そうだ！あまり知られていないみたいですが、奈良県は茶せん（茶道の道具）の生産地として有名なんです。学校の授業で怪我をしそうになりながらも茶せんを作ったという経験があるのではっきり覚えています。情報としてパッと出てくるのがこの程度しかなく、お恥ずかしい限りです。

② 太陽ホエールズ

小学生は色々な物事に興味を持ちやすい年代だと思います。特に人の名前（変わったもの）については、ものすごく敏感に反応していたものでした。私の「太陽」という名前は格好の材料で、「太陽ホエールズ調子悪いなー」など色々と言われたものです。その影響から、当時は大洋ホエールズが嫌いになってしまいましたが、球団名も変わった今は良い思い出として残っています。



③ 給食争奪戦、ベッタン

給食、小学生時代の楽しみの一つでした（場所によっては給食がないところもあるようですが）。当時の人気メニュー「鶏の唐揚げ」「サバの味噌煮」「カレー」が出た日は、量が少なかったり小さかったりすると真剣に怒っていましたし、残り物争奪戦は大変な騒ぎになったものでした。

また、給食の牛乳のフタを使ったベッタン（めんこ）が大流行していました。フタを何枚も重ねて、「俺のはすごい威力だ！」と自信にあふれている人に限って弱かったりするんですよね。

④ 駄菓子屋ショッピング

家から10分程度歩いたところにあった駄菓子屋さんに週2、3回行っていました。あれを買えばこれが買えなくなる。うーん、どうすればいいんだ。限られた小遣いのなかで満足のいく商品をどうすれば買えるか頭を悩ませたものです。私の好きだった商品は水に溶かすと色々な味になる粉末です。ただの水に味をつけることができる、魔法の粉。そんなところに惹かれていたのでしょう。

（次頁へ→）

思いつくままに書いてきましたが、言えることは当時の行動範囲



（せいせい2～3km程度）のなかでも色々な世界が広がっていたこと、そういった世界を見つけることがごく当たり前に出来ていたということです。

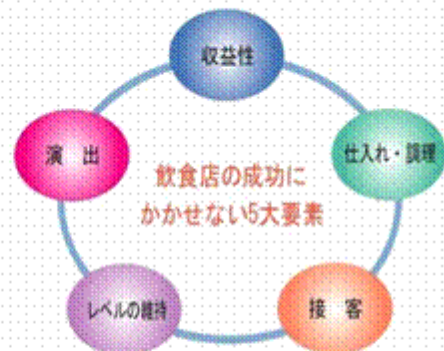
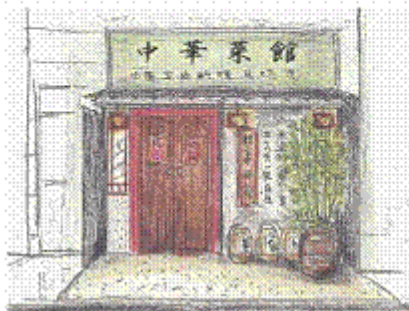
就職をして9ヶ月ほど経過し、新しい生活にもやっと慣れ始め、周りをみる余裕も少しずつではありますができました。そうして気づいたことは、幼かった当時に比べれば行動範囲は格段に広がっている、本当に無限の世界が広がっているということを再認識できました。世の中には知らないことばかりあるんですね。

ただ、知らないことばかりある＝知ることができる事柄がたくさんある。という風にも考えられます。何を知ることができるのだろう。このような好奇心を忘れることなく、今日も一日がんばっていきます！（たかはし）

★広告★

フード・フランチャイズ店
オーナー募集

初期投資650万円から始められる飲食フランチャイズ店をサポートします(10坪想定)。



収益性

経験豊富な本部スタッフがプロデュースするオリジナルメニューを店づくりにより、安定した集客及び安定した収入が見込めます。

専門の料理人を必要とせず、全てアルバイトでまかなうことができるので固定費を安く抑えることができます。

初期投資金額が1年で回収できるシステムなので、2年目からは、利益は全てオーナーの収入になります。

演出

新感覚のメニュー構成、値段、その他様々な演出により客だけではなく目や耳でもお客さまに楽しんでもらって、感動を生むお店にしていきたいです。

FC店独自の味気ない内装ではなく、独立店のような特色ある装飾により他店との差別化をはかります。

新感覚の接客により、お客様が何処でも安心して来店できる雰囲気を出します。

レベルの維持

季節ごとのお勧め料理や、一定期間でのメニューの見直し等、お客さまを驚かささない店づくりを提案していきます。

定期的にデータに基づいた経営指導を行う事によりいつでも新鮮な店づくりをしていきます。

仕入れ・調理

仕入れ先は、本部で提携している食品会社から安く安定した仕入れが可能です。

ほとんどの食材は、予め調理された商品を冷凍、冷蔵品に加工してお届けするので、管理の手間がありません。またレジソフトを使用することで不足品の発注が簡単にできます。

メニューにある商品の殆どは、セントラルキッチンで調理されたものを使用しているため、アルバイトでも、マニュアルに従って簡単に調理できます。その他の食材も、焼く、茹でる等の簡単な調理法でお客さまに提供できるものを利用しますので専門の調理人を必要としません。

接客

本部スタッフによる研修制度により、経験のない方でも短時間で接客のノウハウを身に付けられます。

接客に関して最も重要である従業員のモチベーションの高さを維持する方法も、研修制度の中で伝えしていきます。

(TV電話の利用により、お店運営に関する様々な問題に対応いたします。)

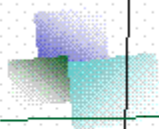
お問合せ先

TEL：03-3777-9555 FAX：03-3777-8860

E-mail：shinbo@profit-1.com

株式会社 プロフィット

〒140-0014 東京都品川区大井1-21-8-204



山下久康税理士事務所

東京都品川区上大崎3-1-5
目黒駅東口ビル10階

Tel 03 (3441) 3041

Fax 03 (5421) 7086

都市の夜景 第10回 横浜



Photo by Hiroyuki Takaoka

横浜の開港は1859（安政6）年。

以来約140年間、日本を代表する国際港湾都市としての役割を担い、その機能は現在にも脈々と受け継がれてきました。

その横浜港の中核事業として、平成元年10月の横浜博覧会以降も着々と発展を遂げてきた横浜みなとみらい21地区は、来春の「みなとみらい21線（東急東横線と横浜駅で相互乗り入れ）」開通で一層便利になります。

編集後記

お久しぶりでございます。前回、このふくろう通信を発行したのはいつだったでしょうか？事務所でもそのことのある意味タブーであり、しばらく話題にたくありませんでした。もう済んだ過去のことは忘れて、軽やかに前進して行きたいと思います。